子育第２００７号

令和５年１０月１０日

市町村子育て支援担当課長　様

　大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課長

大阪府教育庁私学課長

大阪府認定こども園の認定・認可等に関する事務等の運用上の取扱いについて（通知）

　大阪府における認定こども園の認定・認可等に関する事務等の運用上の取扱いについては、下記のとおりですので、各市町村におかれては、十分ご了知の上、貴管内の関係者及び事業者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないようご配慮のほどよろしくお願いします。

　なお、この通知において、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）を「法」といい、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成２６年／内閣府／文部科学省／厚生労働省／令第２号）を「府省令」といい、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（平成２６年１１月２８日府政共生第１１０４号・２６文科初第８９１号・雇児発１１２８第２号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を「通知」といい、大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成１８年大阪府条例第８８号）を「条例」といい、大阪府就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成１８年大阪府規則第１４４号）を「施行細則」といい、大阪府認定こども園の認定、設置認可に関する審査基準及び設置届出における設備運営に関する基準を「審査基準」といい、大阪府認定こども園指導指針を「指導指針」といい、大阪府福祉行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成１２年大阪府条例第８号）を「特例条例」といいますので、ご留意ください。

　また、本通知の発出により、旧通知は、令和５年１０月１０日をもって廃止する旨を併せて申し添えます。

記

１．認定こども園の類型について

　　認定こども園については、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４つの類型がありますが、この類型に関し、下記の点についてご留意をお願いします。

(1)　 幼保連携型認定こども園については新たに認可、幼保連携型認定こども園以外については認定することについて、政令市・中核市に所在する施設については各市が認可、認定を行い、政令市・中核市以外の市町村に所在する施設については大阪府が認可、認定事務を行うことになります。ただし、特例条例にて権限移譲を受けた市町村については、この限りではありません。

(2)　法第１２条の規定により、幼保連携型認定こども園を設置することができる者は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人に限定されています。ただし、法施行前に幼稚園を設置している者については、法附則第４条の特例に基づき一定の要件を満たすことで、設置主体にとらわれず、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行することができます。

(3)　幼稚園型認定こども園については、単独型、接続型、並列型の３つの類型がありますので、認定申請に当たっては、どの類型で申請するのかを決定しておく必要があります。なお、接続型及び並列型における保育機能施設は、認可外保育施設の届出制の対象外施設ですので、ご留意ください。

　　単独型：１号認定及び２号認定の子どもの定員を設け、すべての子どもが認可幼稚園に在籍するもの。

　　接続型：１号認定、２号認定及び３号認定の子どもの定員を設け、１号認定及び２号認定の子どもは認可幼稚園に在籍し、３号認定の子どもは併設の保育機能施設に在籍するもの。

　　並列型：１号認定、２号認定及び３号認定の子どもの定員を設け、１号認定の子どもは認可幼稚園に在籍し、２号認定及び３号認定の子どもは併設の保育機能施設に在籍するもの。

(4)　幼保連携型認定こども園については１号認定の子どもの定員を設けなくてもよいですが、保育所型認定こども園については、必ず１号認定の子どもの定員を設ける必要がありますので、ご留意ください。なお、保育所型認定こども園において、１号認定の子どもについては、併設する認可外幼稚園のようなものに在籍するのではなく、認可保育所に在籍するという取り扱いになります。

(5)　大阪府における地方裁量型認定こども園については、大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準のうち保育所に係るものを満たすことを求め、「認可外施設型認定こども園」としていますので、ご留意ください。

(6)　幼稚園型認定こども園と認可外施設型認定こども園については、利用者負担の未納に対する市町村の代行徴収の対象外になりますので、ご留意ください。

２．幼保連携型以外の認定こども園の認定等の手続きについて

　(1)　市町村が設置する幼保連携型以外の認定こども園の認定手続き

市町村（特例条例にて権限移譲を受けた市町村を除く。以下この２において同じ。）が幼保連携型以外の認定こども園を設置しようとするときは、下記の流れに沿って、手続きを行ってください。なお、認定こども園を設置するに当たって、施設の統廃合や整備を行う場合は、出来る限り、事前に大阪府までご相談をお願いします。

　　①　市町村は、認定を受けようとする日の２か月前までに、認定こども園認定申請書（施行細則の様式第１号）に必要書類を添えたもの及び（別紙１）を１部大阪府に提出し、大阪府からの事前の書類チェックを受けてください。

　　②　市町村は、認定を受けようとする日の１か月前までに、①により受けた大阪府のチェックを踏まえ修正等を行い、認定こども園認定申請書（施行細則の様式第１号）に必要書類を添えたもの及び（別紙１）を１部大阪府に提出してください。大阪府として、正式な認定申請として受理します。なお、市町村において、この認定申請書及びその必要書類と同様のものを１部必ず保管しておいてください。

　　③　法第３条第６項の規定により、大阪府は施設が所在する市町村に協議することが必要であるとされていますが、設置主体が市町村であることを鑑み、①及び②における手続きを以て協議をしたものとし、府省令第６条に規定される書類については、②において当該市町村が保管している認定申請書及びその必要書類とします。

　④　大阪府において、審査基準等に従って審査し、認定の要件を満たしていることを確認できた場合は、認定を受けようとする日の前の日までに、当該市町村に対し認定を証する書類を交付します。

(2)　市町村以外の者が設置する幼保連携型以外の認定こども園の認定手続き

市町村以外の者（以下この２において「事業者」という。）が幼保連携型以外の認定こども園を設置しようとするときは、下記の流れに沿って、手続きを行ってください。なお、認定こども園を設置するに当たって、施設整備等を行う場合は、出来る限り、事前に大阪府までご相談をお願いします。

　　①　事業者は、施設が所在する市町村が指定する日までに、認定こども園認定申請書（施行細則の様式第１号）に必要書類を添えたもの（部数は当該市町村が指定）を当該市町村に提出し、市町村からの事前の書類チェックを受けてください。

　　②　施設が所在する市町村は、認定を受けようとする日の２か月前までに、①により事業者が修正等を行った上で提出した認定こども園認定申請書（施行細則の様式第１号）に必要書類を添えたもの及び（別紙１）を１部大阪府に提出し、大阪府からの事前の書類チェックを受けてください。なお、大阪府の事前チェックにより書類に不備等がある場合は、当該市町村にその内容を連絡しますので、当該市町村から事業者に対し、修正等を依頼してください。

　　③　施設が所在する市町村は、認定を受けようとする日の１か月前までに、②により事業者が修正等を行った上で提出した認定こども園認定申請書（施行細則の様式第１号）に必要書類を添えたもの及び（別紙１）を１部大阪府に提出してください。大阪府として、正式な認定申請として受理します。なお、当該市町村及び事業者において、この認定申請書及びその必要書類と同様のものを１部ずつ必ず保管しておいてください。

　　④　法第３条第６項の規定により、認定に当たって、大阪府は施設が所在する市町村に協議することが必要であることから、大阪府から当該市町村に対し、認定こども園の認定・認可に係る協議について（照会）（様式第１号）により文書にて協議を行います。なお、府省令第６条に規定される書類については、③において当該市町村が保管している認定申請書及びその必要書類とします。

また、認定に当たって、市町村間を超える広域利用が見込まれるときは、施設が所在する市町村だけでなく、利用する見込みがある子どもが居住する市町村に対しても意見照会する場合があります。

⑤　施設が所在する市町村は、④による大阪府からの照会に対し、認定こども園の認定・認可に係る協議について（回答）（様式第２号）に（別紙１）（③で提出したものと同じ書類）を添付して、文書にて回答をお願いします。

⑥　大阪府において、審査基準等に従って審査し、認定の要件を満たしていることを確認できた場合は、認定を受けようとする日の前の日までに、事業者に対し認定を証する書類を、施設が所在する市町村を通じて、事業者に交付します。なお、幼保連携型以外の認定こども園の認定に当たっては、原則として、大阪府が現地確認を行うことはありません。

　(3)　変更の届出手続き

　　　幼保連携型以外の認定こども園の設置者は、施設名や施設住所等の事項の変更を行おうとするときは、法第２９条第１項に基づき、あらかじめ大阪府に変更の届出を行う必要があります。

この変更の届出について、設置者が市町村の場合は、事項の変更が行われる前までに、市町村から大阪府に対し、認定こども園変更届出書（施行細則の様式第２号）及び必要書類を１部提出してください。設置者が市町村以外の者の場合は、事業者から施設が所在する市町村に対し、認定こども園変更届出書（施行細則の様式第２号）及び必要書類を２部提出し、当該市町村は、事項の変更が行われる前までに、そのうちの１部を大阪府に提出してください。（変更届が必要な事項及び必要書類については、大阪府通知「認定こども園に係る変更届の取扱いについて（通知）」（令和元年９月１９日子育第２６３８号）を参照してください。）なお、設置者においても、提出した認定こども園変更届出書（施行細則の様式第２号）及び必要書類と同様のものを１部必ず保管しておいてください。

　(4)　運営状況の報告手続き

　　　認定こども園の設置者は、毎年５月３１日までに、大阪府に対し、運営状況を報告する必要があります。この際に報告していただく運営状況は、毎年５月１日時点の運営状況とします。

　　　この運営状況の報告に使用する報告書の様式としては、報告書（施行細則の様式第３号）を使用します。

この運営状況の報告について、設置者が市町村の場合は、市町村から大阪府に対し、報告書及び必要書類を１部提出してください。設置者が市町村以外の者の場合は、事業者から施設が所在する市町村に対し報告書及び必要書類を２部提出し、当該市町村は、そのうちの１部を大阪府に提出してください。なお、設置者においても、提出した報告書及び必要書類と同様のものを１部必ず保管しておいてください。

　(5)　廃止の届出手続き

　　　幼保連携型以外の認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の３か月前までに大阪府に廃止の届出を行う必要があります。

　　　この廃止の届出について、設置者が市町村の場合は、市町村から大阪府に対し、認定こども園廃止届出書（施行細則の様式第５号）を１部提出してください。設置者が市町村以外の者の場合は、事業者から施設が所在する市町村に対し、認定こども園廃止届出書（施行細則の様式第５号）を２部提出し、当該市町村は、そのうちの１部を大阪府に提出してください。なお、設置者においても、提出した認定こども園廃止届出書を１部必ず保管しておいてください。

(6)　認定の返上等の手続きについて

　　　幼保連携型以外の認定こども園の認定を受けている施設が認定を返上し、認可幼稚園又は認可保育所になる場合は、大阪府に対し、認定こども園廃止届出書（施行細則の様式第５号）及び必要書類を提出する必要があります。この届出書の提出については、市町村を通じて、大阪府に１部提出していただくことになります。施行細則第５条においては、廃止をしようとする日の３か月前までに届け出ることになっています。

　　　幼保連携型以外の認定こども園を廃止し、新たに幼保連携型認定こども園の認可を受ける場合については、大阪府に対し、認定こども園廃止届出書（施行細則の様式第５号）を提出するとともに、幼保連携型認定こども園の認可等の手続きを行うことになります。政令市・中核市及び特例条例にて権限移譲を受けた市町村以外に所在する施設については、大阪府に対し届出（設置者が市町村の場合）又は認可申請（設置者が市町村以外の者の場合）を行うことになりますので、３の(1)又は(2)で示す手続きを行ってください。

３．幼保連携型認定こども園の認可等の手続きについて

　(1)　市町村が設置する幼保連携型認定こども園の届出手続き

市町村（政令市・中核市及び特例条例にて権限移譲を受けた市町村を除く。以下この３において同じ。）が幼保連携型認定こども園を設置しようとするときは、下記の流れに沿って、手続きを行ってください。なお、幼保連携型認定こども園を設置するに当たって、施設の統廃合や整備を行う場合は、出来る限り、事前に大阪府までご相談をお願いします。

1. 市町村は、設置を届け出ようとする日の２か月前までに、幼保連携型認定こども園設置届出書（施行細則の様式第６号）に必要書類を添えたもの及び（別紙１）１部を大阪府に提出し、大阪府からの事前の書類チェックを受けてください。
2. 市町村は、設置を届け出ようとする日の１か月前をめどに、①により受けた大阪府のチェックを踏まえ修正等を行い、幼保連携型認定こども園設置届出書（施行細則の様式第６号）に必要書類を添えたもの及び（別紙１）１部を大阪府に提出してください。大阪府として、正式な設置届出として受理します。また、法第１８条第１項に規定される書類については、①及び②において提出された幼保連携型認定こども園設置届出書（施行細則の様式第６号）に必要書類を添えたもの及び（別紙１）とします。なお、市町村において、この認定申請書及びその必要書類と同様のものを１部必ず保管しておいてください。

　(2)　市町村以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の認可手続き

市町村以外の者（政令市・中核市及び特例条例にて権限移譲を受けた市町村に施設を設置しようとする市町村以外の者は除く。以下この３において「事業者」という。）が幼保連携型認定こども園を設置しようとするときは、下記の流れに沿って、手続きを行ってください。なお、幼保連携型認定こども園を設置するに当たって、施設整備等を行う場合は、出来る限り、事前に大阪府までご相談をお願いします。

1. 事業者は、施設が所在する市町村が指定する日までに、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（施行細則の様式第９号）に必要書類を添えたもの（部数は当該市町村が指定）を当該市町村に提出し、市町村からの事前の書類チェックを受けてください。
2. 施設が所在する市町村は、認可を受けようとする日の２か月前までに、①により事業者が修正等を行った上で提出した幼保連携型認定こども園設置認可申請書（施行細則の様式第９号）に必要書類を添えたもの及び（別紙１）１部を大阪府に提出し、大阪府からの事前の書類チェックを受けてください。なお、大阪府の事前チェックにより書類に不備等がある場合は、当該市町村にその内容を連絡しますので、当該市町村から事業者に対し、修正等を依頼してください。
3. 施設が所在する市町村は、認可を受けようとする日の１か月前までに、②により事業者が修正等を行った上で提出した幼保連携型認定こども園設置認可申請書（施行細則の様式第９号）に必要書類を添えたもの及び（別紙１）１部を大阪府に提出してください。大阪府として、正式な認可申請として受理します。また、法第１８条第１項に規定される書類については、②及び③において提出された幼保連携型認定こども園設置認可申請書（施行細則の様式第９号）に必要書類を添えたもの及び（別紙１）とします。なお、当該市町村及び事業者において、この認可申請書及びその必要書類と同様のものを１部ずつ必ず保管しておいてください。

　　④　法第１７条第５項の規定により、認可に当たって、大阪府は施設が所在する市町村に協議することが必要であることから、大阪府から当該市町村に対し、認定こども園の認定・認可に係る協議について（照会）（様式第１号）により文書にて協議を行います。なお、府省令第２１条に規定される書類については、③において当該市町村が保管している認可申請書及びその必要書類とします。

また、認可に当たって、市町村間を超える広域利用が見込まれるときは、施設が所在する市町村だけでなく、利用する見込みがある園児が居住する市町村に対しても意見照会する場合があります。

⑤　施設が所在する市町村は、④による大阪府からの照会に対し、認定こども園の認定・認可に係る協議について（回答）（様式第２号）に（別紙１）（③で提出したものと同じ書類）を添付して、文書にて回答をお願いします。

⑥　大阪府において、審査基準等に従って、大阪府子ども施策審議会幼保連携型認定こども園認可部会による意見を踏まえ審議し、認可の要件を満たしていることを確認できた場合は、認可を受けようとする日の前の日までに、事業者に対し認可を証する書類を、施設が所在する市町村を通じて、事業者に交付します。なお、幼保連携型認定こども園の設置に当たって、施設の新設、改築及び増築等を伴う場合は、大阪府の担当者が現地確認を行いますので、市町村の担当者及び事業者は立ち会っていただきますようお願いします。

(3)　市町村が設置する幼保連携型認定こども園の廃止・休止又は設置者変更の届出手続き

　　　幼保連携型認定こども園を設置する市町村が、幼保連携型認定こども園を廃止・休止しようとするとき、又は設置者の変更を行おうとするときは、あらかじめ大阪府に廃止・休止の届出を行う必要があります。

　　　この際の手続きについては、幼保連携型認定こども園廃止・休止届出書（施行細則の様式第７号）又は幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（施行細則の様式第８号）を提出することとなりますので、３の(1)の手続きに準じて行ってください。

　(4) 市町村以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の廃止・休止又は設置者変更の認可手続き

　　　幼保連携型認定こども園を設置する事業者が、認可を受けた後に、幼保連携型認定こども園を廃止・休止しようとするとき、又は設置者の変更を行おうとするときは、大阪府に申請を行い、認可を受ける必要があります。

　　　この際の手続きについては、幼保連携型認定こども園廃止・休止申請書（施行細則の様式第１０号）又は幼保連携型認定こども園設置者変更申請書（施行細則の様式第１１号）を提出するすることとなりますので、３の(2)の手続きに準じて行ってください。

　(5)　変更の届出手続き

　　　幼保連携型認定こども園の設置者は、施設名や施設住所等の事項の変更を行おうとするときは、法第２９条第１項及び府省令第１５条第２項に基づき、あらかじめ大阪府に変更の届出を行う必要があります。

この変更の届出について、設置者が市町村の場合は、事項の変更が行われる前までに、市町村から大阪府に対し、法第２９条第１項に規定する事項を変更する場合は認定こども園変更届出書（施行細則の様式第２号）及び必要書類を、府省令第１５条第２項に規定する事項を変更する場合は幼保連携型認定こども園変更届出書（施行細則の様式第１２号）及び必要書類を１部提出してください。設置者が市町村以外の者の場合は、事業者から施設が所在する市町村に対し、法第２９条第１項に規定する事項を変更する場合は認定こども園変更届出書（施行細則の様式第２号）及び必要書類を、府省令第１５条第２項に規定する事項を変更する場合は幼保連携型認定こども園変更届出書（施行細則の様式第１２号）及び必要書類を２部提出し、当該市町村は、事項の変更が行われる前までに、そのうちの１部を大阪府に提出してください。（変更届が必要な事項及び必要書類については、大阪府通知「認定こども園に係る変更届の取扱いについて（通知）」（令和元年９月１９日子育第２６３８号）を参照してください。）なお、設置者においても、提出した幼保連携型認定こども園変更届出書及び必要書類と同様のものを１部必ず保管しておいてください。

　(6)　運営状況の報告手続き

　　　認定こども園の設置者は、毎年５月３１日までに、大阪府に対し、運営状況を報告する必要があります。この際に報告していただく運営状況は、毎年５月１日時点の運営状況とします。

　　　この運営状況の報告に使用する報告書の様式としては、幼保連携型認定こども園報告書（施行細則の様式第４号）を使用します。なお、政令市・中核市にある幼保連携型認定こども園についても、大阪府に対し報告書を提出する必要があります。

この運営状況の報告について、設置者が市町村の場合は、市町村から大阪府に対し、報告書及び必要書類を１部提出してください。設置者が市町村以外の者の場合は、事業者から施設が所在する市町村に対し報告書及び必要書類を２部提出し、当該市町村は、そのうちの１部を大阪府に提出してください。なお、設置者においても、提出した報告書及び必要書類と同様のものを１部必ず保管しておいてください。

(7)　政令市・中核市が設置・認可する幼保連携型認定こども園における手続き

　　①　法第１７条第４項の規定により、政令市・中核市（特例条例にて権限移譲を受けた市町村を除く。以下この(7)において同じ。）が幼保連携型認定こども園を認可しようとするときは、大阪府へ通知を行う必要があるため、幼保連携型認定こども園の認可について（通知）（様式第３号）及び（別紙１）を提出してください。

②　法第１８条第２項の規定により、政令・中核市が幼保連携型認定こども園を設置する場合、設置をした後に、法第４条第１項各号に掲げる事項を記載した書類を大阪府へ提出することとなります。

そのため、幼保連携型認定こども園を設置した場合は設置届出書の写しを、設置を行ったあと速やかに大阪府まで提出してください。

４．申請書等提出時の留意事項について

　(1)　学級編制・職員配置

　　　幼保連携型以外の認定こども園については条例第５条第３項、幼保連携型認定こども園については条例第３１条第３項に「知事が認める場合には、満３歳以上満４歳未満の子ども（園児）で編制する学級の園児の数は３５人以下とすることができる。」としています。この知事が認める場合を具体的に示したものが審査基準の第１の２及び第２の１です。この審査基準の要件を適用するに当たっての留意事項は下記のとおりです。

　　①　３歳児の学級編制を「３５人以下」とする場合は、申請等時において、審査基準のどの要件を、どのような理由で適用するのかについて示した書類を申請書等の必要書類とは別に添付していただく必要があります。

②　３歳児の学級編制を「３５人以下」とする場合の要件として、「ウ　待機児童の解消に資するため、子ども・子育て支援法第６１条第１項の規定により市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において、供給が需要を下回っている場合であること。」というものがあります。市町村以外の者が、この要件を適用する場合は、２の(2)の④及び⑤、３の(2)の④及び⑤の手続きにおいて、市町村に対し、この要件を適用することについて異議がないかどうかの協議を併せて行い、市町村から同意を得ることとします。なお、①の書類の中に市町村長からの同意書が添付されている場合は、この手続きを省略します。

　　③　３歳児の学級編制を「３５人以下」とする場合については、指導指針において、１学級に少なくとも２人の職員に担当させることを求めています。この２人の職員について、１人は学級担任ですが、もう１人については非常勤職員であっても構いません。また、この２人の職員を担当させるのは教育時間の間だけであり、教育時間後の保育時間にまで求めているものではありません。

　　④　職員配置基準において、非常勤職員を配置するときは、職員配置に必要な職員数について、非常勤職員を常勤換算して計算する必要があります。この場合においては、申請書の必要書類とは別に、常勤換算の計算内容が分かる書類の添付をお願いします。

(2)　認定こども園の長・園長及び職員の資格

　　　認定こども園の長・園長（以下「園長等」という。）及び職員の資格に関する留意事項は下記のとおりです。

　　①　幼保連携型以外の認定こども園の認定こども園の長は、幼稚園の園長又は保育所の施設長とは別に設ける必要があります。（幼稚園の園長又は保育所の施設長との兼任を妨げるものではありません。）

②　幼保連携型以外の認定こども園における認定こども園の長については審査基準の第１の４の(2)で準用する府省令第１３条の規定により、幼保連携型認定こども園の園長については府省令第１３条の規定により園長等を任命又は採用する場合は、申請等時において、認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、府省令第１２条に規定する資格を有する者と同等の資格を有すると認めることを示す書類を、申請書等の必要書類とは別に添付していただく必要があります。

　　　　なお、保有する幼稚園教諭免許状が二種免許状である者は、府省令第１２条の規定による園長等になることはできませんが、府省令第１３条の規定を満たすことにより園長等になることができます。

③　幼保連携型認定こども園における副園長及び教頭について、府省令第１４条で準用する府省令第１３条の規定により副園長、教頭を任命又は採用する場合は、申請等時において、認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、府省令第１２条に規定する資格を有する者と同等の資格を有すると認めることを示す書類を、申請書等の必要書類とは別に添付していただく必要があります。

④　幼保連携型認定こども園における保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士資格を併有していないといけませんが、法附則第５条の規定により、併有していない場合でも、法施行後１０年間は保育教諭になることができます。

　　　　申請時等において、併有していない者を保育教諭とする場合は、その者が法施行後１０年間に保有していない免許又は資格をいつごろ取得する予定なのかを示す書類を、申請書等の必要書類とは別に添付していただく必要があります。

　　⑤　幼保連携型以外の認定こども園においても、職員については幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が求められています。しかし、幼保連携型認定こども園の保育教諭のような経過措置はなく、併有していない者であっても条例第６条第４項及び第５項で定める要件を満たせば職員配置の対象にすることができます。この場合であっても、審査基準において、認定の申請日から３年以内に併有するよう努力することが求められますので、保育教諭になるための併有促進として経過措置の間に実施される免許・資格取得のための軽減措置の特例を積極的に活用していただきますようお願いします。

(3)　認可定員と認定定員

　　　幼保連携型以外の認定こども園では、認定に当たって認定定員を設定することになります。幼保連携型以外の認定こども園において、認可定員とは幼稚園認可あるいは保育所認可における認可定員のことを指し、この認可定員の範囲内で認定定員（幼稚園型認定こども園の単独型及び接続型は１号認定及び２号認定の子ども、幼稚園型認定こども園の並列型は１号認定の子ども、保育所型認定こども園は２号認定及び３号認定の子ども）を設定することになります。これら以外の子どもについては認可定員外あるいは認可外保育施設の子どもですので、新たに認定定員を設定することになります。また市町村は、設定した認定定員の範囲内で、市町村の確認における利用定員を定めることとなります。幼保連携型以外の認定こども園については、認可定員、認定定員、利用定員と３つの定員の考え方がありますので、注意してください。

一方で、幼保連携型認定こども園は新たな認可となりますので、新たに認可定員（申請書等では利用定員と表記。）を設定することになります。幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合、現在在籍している園児の数を基本として定員を設定していただくことになります。例えば、認可定員４５０人の幼稚園で、現在在籍している子どもが３００人の場合は、実員の３００人を踏まえて認可定員を設定していただくことになります。そして、この認可定員の範囲内で、市町村で行う確認における利用定員を設定していただくことになります。

　　　なお、申請等に当たっては、幼保連携型以外の認定こども園の場合は認定定員、幼保連携型認定こども園の場合は認可定員に対して必要とされる職員配置基準に基づく職員配置を満たす必要があります。現在在籍している子どもに対する職員配置をひとまず満たし、新たに子どもが入ってきたら職員を新たに雇用するといった申請は認められません。

　(4)　園舎及び保育室等の面積

　　　園舎及び保育室等の面積に関する留意事項は下記のとおりです。

①　園舎の面積とは、園舎全体の延床面積のことです。

②　幼稚園型認定こども園の接続型及び並列型の園舎の面積の算出においては、認可外保育施設である保育機能施設部分の延床面積を園舎全体の延床面積から差し引いた上で、認可幼稚園としての園舎の面積基準を満たすことができるのかを確認しておく必要があります。

　　　　この面積を算出するに当たって、職員室、便所及び廊下等の共有部分については、幼稚園部分と保育機能施設部分に面積按分する必要があります。この面積按分の方法については、審査基準の第１の６で規定していますが、原則としては、幼稚園及び保育機能施設の各々の専有面積により按分することになります。

　　　　なお、幼稚園型認定こども園の単独型については、園舎全体が認可幼稚園の対象範囲ですので、このような算出を行う必要はありません。

　　③　幼保連携型以外の認定こども園において、条例第９条の規定により、園舎の面積を算出するに当たっては、３歳以上の子どもに係る園舎の延床面積のみを算出し、基準に適合するのかを確認する必要があります。そのため、３歳以上に係る園舎の延床面積と３歳未満に係る園舎の延床面積を分ける必要があり、４の(4)の②と同様に、職員室、便所及び廊下等の共有部分については、各々の専有面積により按分することになります。

　　　　幼稚園型認定こども園について、単独型の場合は、１号認定と２号認定の子どものみで構成され、３歳未満の子どもが在籍しませんので、面積按分等は不要です。接続型の場合は、４の(4)の②で行った算出と同じ算出（１号認定及び２号認定の子どもと３号認定の子どもに園舎の延床面積を分ける。）になります。並列型の場合は、４の(4)の②で行った算出（１号認定の子どもと２号認定及び３号認定の子どもに園舎の延床面積を分ける。）とは違う算出（１号認定及び２号認定の子どもと３号認定の子どもに園舎の延床面積を分ける。）を行うことになります。

　　　　保育所型認定こども園及び認可外施設型認定こども園については、この算出を行う必要がありますが、条例第９条ただし書きの規定により、保育室等の面積の基準を満たしている場合は、園舎の面積の基準の適用を除外することができます。しかしながら、園舎の面積の基準を満たしているかどうかについても必ず確認しておいてください。

　　④　幼稚園型認定こども園については、条例第１１条ただし書きの規定により、保育室又は遊戯室の面積の基準（子ども１人につき１．９８平方メートル以上）の適用を除外することができます。

　　⑤　幼保連携型認定こども園については、園舎の面積の基準、保育室等の面積の基準とも満たす必要がありますが、条例附則第６項又は第７項に規定する移行特例により緩和措置が設けられています。法施行日の前日において幼稚園である施設は、３歳以上の園児に係る保育室又は遊戯室の面積の基準の適用を除外することができます。しかしながら、市町村以外の者が設置している場合は、審査基準の第２の１２の(1)の規定（保育室の面積は５３平方メートル以上等）を満たす必要があることをご留意ください。また、法施行日の前日において保育所である施設は、園舎の面積の基準の適用を除外することができます。

　　⑥　乳児室及びほふく室の面積の基準については、審査基準において国通知を踏まえる形で規定していますが、一般に１歳児のほとんどがほふくをする子どもであること、一般に０歳児にあっても満１歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数みられることから、子ども１人につき３．３平方メートルを確保するように努めてください。

　　⑦　保育所から認定こども園に移行するに当たっては、保育室等の面積基準を必ず満たす必要があることから、３歳以上の子どもの学級編制を１つの保育室内で行うことができず、建物の構造上の制約のため、やむをえず２つの保育室等にまたがる場合は、認定・認可申請の審査において、日々の教育を学級として一体的に行うことが、申請書等の必要書類とは別に提出していただく指導計画等から確認できるときに限り、当分の間、１つの学級とみなす取り扱いとします。なお、実際に教育を行う保育教諭等の意見等から、保護者の理解の得られる範囲内であるということを確認した上で実施することを前提とします。

　(5)　園庭・屋外遊戯場の面積

　　　園庭・屋外遊戯場に関する留意事項は下記のとおりです。

　　①　幼稚園型認定こども園の接続型及び並列型の屋外遊戯場の面積の算出においては、認可外保育施設である保育機能施設部分に係る面積（保育機能施設に在籍する２歳以上の子どもの定員数に３．３平方メートルを掛けたもの）を屋外遊戯場全体の面積から差し引いた上で、認可幼稚園としての運動場の面積基準を満たすことができるのかを確認しておく必要があります。

　　　　なお、幼稚園型認定こども園の単独型については、園舎全体が認可幼稚園の対象範囲ですので、このような算出を行う必要はありません。

　　②　保育所型認定こども園及び認可外施設型認定こども園においては、審査基準の第１の７の要件を満たす場合は、屋上や公園等の代替地に屋外遊戯場を設けることができます。屋上に屋外遊戯場を設ける場合は、申請書の必要書類とは別に、審査基準の要件を満たしていることが分かるもの（写真等）の添付をお願いします。また、公園等の代替地を屋外遊戯場とする場合は、申請書の必要書類として子どもの移動時の安全確保等を記載する必要があります。

　　③　幼保連携型認定こども園については、審査基準の第２の５の要件を満たしている場合は、屋上や公園等の代替地の面積を園庭の面積に算入することができます。この場合の取り扱いは下記のとおりですので、ご留意ください。

ア　屋上と同じ階、あるいは屋上がある階の上下１階の範囲内に保育室がある場合は、当該保育室に在籍している園児に限り、屋上を園庭の面積に算入することができます。この場合、３歳以上の園児の保育室を３階以上に設けることができます。なお、この取り扱いは、移行特例ではありませんので、新設や建替の施設にも適用することができます。なお、屋上を園庭の面積に算入する場合は、申請書等の必要書類とは別に、審査基準の要件を満たしていることが分かるもの（写真等）の添付をお願いします。

　　　イ　屋上と同じ階、あるいは屋上がある階の上下１階の範囲内に保育室がない場合であっても、移行特例により、２歳の園児に係る園庭の面積についてのみ屋上を面積算入することができます。

　　　ウ　移行特例により、２歳の園児に係る園庭の面積についてのみ公園等の代替地を面積算入することができます。この場合、申請書等の必要書類として園児の移動時の安全確保等を記載する必要があります。

④　幼保連携型認定こども園において、園庭にプール等が設置されている場合の園庭の面積の算出については、原則プール等に係る面積を差し引いて行うものとします。ただし、プール等に一定の配慮を行い、園児が常に園庭として活用できるような仕様となっている場合は、園庭の面積として算入できるか個別に判断をしていくこととします。

幼保連携型以外の認定こども園については、各施設類型の認可基準に従って判断していくものとします。

1. 移行特例（平成２６年大阪府条例第１７５号附則第６号及び第７号により読み替えられた府

新条例第３４条第７項及び平成２６年大阪府条例第１７５号附則第８号）が適用される施設が、

平成２７年４月１日以降に当該施設と同一の所在場所において園舎の建替えを行った場合であ

っても、引き続き適用することが可能です。

　　　　ただし、園舎を建替える以前より園庭の面積が減少しない場合に限るとともに、新設する園舎の屋上等を（５）③に掲げる要件を満たすように整備する等、可能な限り新基準に適合するよう努めるようお願いします。

　(6)　施設設備

　　　施設設備に関する留意事項は下記のとおりです。

①　幼保連携型認定こども園において、２階建ての建物の場合、建築基準法に規定される耐火建築物である必要があります。２階建ての建物の場合は、申請書等の必要書類の１つである建物の検査済証（建築基準法第７条第５項の規定による検査済証）に加え、耐火建築物であることが分かる書類（建築基準法に基づく確認申請書の写し等）を提出していただきますようお願いします。

　　　　２階建ての準耐火建築である建物では２階に保育室等を設けることができませんが、条例附則第７項の規定により、法施行日前に保育所である施設は、移行特例により準耐火建築物であっても、２階に保育室等を設けることができます。（ただし、建築基準法第２条第９号の二（ロ）に該当するものを除く。）この移行特例を適用する場合は、申請書等の必要書類の１つである建物の検査済証（建築基準法第７条第５項の規定による検査済証）に加え、移行特例の要件を満たす準耐火建築物であることが分かる書類（建築基準法に基づく確認申請書の写し等）を提出していただきますようお願いします。

　　②　既存の幼稚園や保育所の土地や建物を活用し幼保連携型認定こども園へ移行する場合で、建物やその附属設備が同一の敷地又は隣接する敷地内にない場合は、通知の３の(1)の要件を満たすことにより幼保連携型認定こども園に移行できますが、この場合、通知の３の(1)の要件を満たすことを示した書類を申請書等の必要書類として園児の移動時の安全確保等を記載する必要があります。

　　③　条例の規定により、２号認定の子どもの食事の提供を外部搬入により行う場合、又は外部搬入を除く食事提供人数が２０人に満たない幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の場合は、調理室に代えて調理設備を備えることとされていますが、この調理設備については、審査基準で規定する国通知「認定こども園制度に関するＱ＆Ａについて」を踏まえていただく必要があります。この通知のうちの４４番目から４６番目の質問と回答が調理設備についての内容となりますので、ご留意ください。

④　幼保連携型認定こども園に関し、条例第３５条第７項の「飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別」するとは、国通達「幼稚園設置基準の制定について」によると、「飲料用に使用する呑口は手洗用や足洗用に使用してはならないという意味であって、全く別の場所に設備しなければならないということではありません。」と解釈されています。したがって、この解釈に従うと飲料水用設備とは水道の蛇口で足りると考えられます。しかしながら、この飲料水用設備の必置の趣旨は、水道の蛇口の水を子どもに飲ませるという趣旨ではなく、安全で適切な環境のもと管理された飲料水を子どもに提供するという趣旨であると考えられます。したがって、大阪府としては、例えば適切に衛生管理されている調理室において準備したお茶等を子どもに提供する等を実施している場合は飲料水用設備を備えているものとみなします。

　(7)　食事の提供

　　　食事の提供に関する留意事項は下記のとおりです。

　　①　食事の提供に関して、「外部委託」とは、認定こども園内の調理室又は調理設備で調理を行うが、その調理業務を認定こども園の設置者が雇用した調理員ではなく、外部業者から派遣された調理員が行うことをいいます。また「外部搬入」とは、外部業者の施設において調理された食事が認定こども園に搬入され、認定こども園内の調理設備において温め直す等により食事を提供することをいいます。条例の規定に基づき、この外部委託又は外部搬入を行う場合は、申請書等の必要書類の１つとして、調理業務委託契約書の写しを提出する必要があります。

②　条例の規定により、保育の必要な３歳以上の子どもの食事の提供を外部搬入により行う場合は、審査基準で規定する国通知「保育所における食事の提供について」に従って行ってください。

　　③　条例第１３条第１項第５号又は第３５条第４項第５号の規定により、食事の提供を外部搬入により行う場合は、食育に関する計画の作成が努力義務として規定されています。しかしながら、幼保連携型認定こども園においては、食事の提供を外部搬入により行う認定こども園だけでなく、すべての幼保連携型認定こども園に対して、幼保連携型認定こども園教育・保育要領により食育の計画の作成が求められていますので、指導指針の２の(4)を踏まえ、幼保連携型認定こども園においては必ず食育の計画を作成してください。幼保連携型以外の認定こども園についても、条例第１５条の規定により、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえることとされていますので、食事の提供を外部搬入により行う認定こども園は当然のことながら、すべての認定こども園において、指導指針の２の(4)を踏まえ、食育の計画の作成に努めてください。

　　④　通知の４の(2)において、「また、保護者が希望する場合や園の行事等（例「お弁当の日」を設定する等）の際には、２号認定子ども及び３号認定子どもについて、自園調理ではなく、弁当の持参等の弾力的な取扱いをすることができること。」とあります。この記載のうちの「お弁当の日」について、国に確認すると、これは設置者の判断により定期的にお弁当の日を設定できる（例えば、毎週土曜日をお弁当の日にする等）ことまで認めたものではないとのことですので、大阪府としても、この国の解釈に従うこととし、幼保連携型認定こども園については、定期的に「お弁当の日」を設定することを認めないものとします。

幼保連携型以外の認定こども園についても同様の取扱いとしますが、単独型又は接続型の幼稚園型認定こども園の２号認定子どもについてのみ、認可幼稚園に在籍する園児であることを鑑み、「お弁当の日」の定期的な設定について、次に掲げる要件のすべてを満たす場合は、弾力的な取扱いを認めるものとします。

・　設定の頻度としては、週に１回の設定を上限とすること。

・　「お弁当の日」の設定について、保護者からの同意を得ること。

・　保護者から「お弁当の日」の実施に相当する給食費用の返還を求められたときに応じることができるよう設置者において精算基準を設けること。

　　　　なお、この場合、精算基準及びその根拠等について、申請書等の必要書類とは別に添付していただく必要があります。また、市町村以外の者が「お弁当の日」を定期的に設定する場合は、２の(2)の④及び⑤の手続きにおいて、市町村に対し、精算基準等の内容について異議がないかどうかの協議を併せて行い、市町村から同意を得ることとします。なお、申請時に市町村長からの同意書が添付されている場合は、この手続きを省略します。

　　　　さまざまな食事の提供方法がありますが、認定こども園として、教育・保育が一体となった食育を行うという観点に立った食事の提供となるようご配慮のほどお願いします。

　(8)　子育て支援事業

　　　認定こども園が行う子育て支援事業に関する留意事項は下記のとおりです。

①　審査基準により、認定こども園においては、府省令第２条で規定する５つの事業のうち１つ以上の事業を選択し、実施する必要があります。なお、大阪府としては、法施行日の前日において認定こども園の認定を受けている施設についても、法施行日以降は、１つ以上の事業を選択し実施するものとします。

②　子ども・子育て支援法で規定する地域子ども・子育て支援事業を市町村から受託する等により実施する場合は、この受託等した事業を認定こども園が行う子育て支援事業として認めることはできませんので、ご留意ください。例えば、一時預かり事業（幼稚園型）を実施しているとしても、この事業を認定こども園の行う子育て支援事業として認めることはできず、認定こども園としての子育て支援事業を別に行っていただく必要があります。

③　認定こども園としての子育て支援事業の実施に当たって、府省令第２条第１号で規定する事業については、子ども・子育て支援法第５９条第９号の地域子育て支援拠点事業で行う事業内容を踏まえ実施してください。府省令第２条第２号で規定する事業については、子ども・子育て支援法第５９条第１号の利用者支援事業のうちの利用者支援で行う事業内容を踏まえ実施してください。府省令第２条第３号で規定する事業については、子ども・子育て支援法第５９条第１０号の一時預かり保育事業のうちの一般型一時預かり事業又は余裕活用型一時預かり事業の事業内容を踏まえ実施してください。府省令第２条第４号で規定する事業については、子ども・子育て支援法第５９条第１２号の子育て援助活動支援事業で行う事業内容を踏まえ実施してください。府省令第２条第５号で規定する事業については、子ども・子育て支援法第５９条第１号の利用者支援事業のうちの地域連携で行う事業内容を踏まえ実施してください。

　　　　なお、府省令第２条第１号で規定する事業については、審査基準で「１０組以上の子ども及びその保護者が利用可能であり、かつ、授乳コーナー等乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有する等適切な環境を備えた部屋」で行うこととされていますので、「部屋」で実施しない園庭開放は事業の対象になりません。また、府省令第２条第２号で規定する事業については、審査基準で「子育てに関する相談をする者のプライバシーが確保されるなど、子育て支援事業を実施するための適切な設備等を確保する」としていることから、プライバシー等の確保に必要な適切な設備等が不要と考えられる電話相談は事業の対象になりません。さらに、府省令第２条第３号で規定する事業については、「家庭において保育されることが一時的に困難になった」ことに対する預かりですので、未就園児に対し、定期的に教育的な活動を提供する未就園児クラスは事業の対象になりません。

(9)　開園日及び開園時間

　　　通知の４の(1)により、幼保連携型認定こども園について、１年の開園日は日曜日及び国民の祝休日を除いた日を原則とし、１日の開園時間は１１時間を原則としています。したがって、大阪府における幼保連携型認定こども園の認可に当たって、例えば、土曜日を開園しない、１日につき８時間しか開園しないといった内容の申請については原則として認可できませんので、ご留意ください。また、保育所型認定こども園及び認可外施設型認定こども園についても、同様の取り扱いとします。幼稚園型認定こども園についても、２号認定子ども又は３号認定子どもがいることに鑑み、同様の取扱いを原則としますが、保育認定の子どもに対する保育を適切に提供できる場合は、保護者の就労の状況等の実情に応じて定めることもできることとします。

　(10)　その他

　　　その他の留意事項は下記のとおりです。

1. 認可・認定申請に係る定員設定について、園児の在園保障の観点から、園児の認定区分を問わ

ず、階段状（０歳≦１歳≦２歳≦３歳≦４歳≦５歳　と歳児が上がるにつれ定員が同数以上とな

る状態）での定員設定が原則必要となります。ただし、３号認定子どもが満３歳に達した際に１

号、２号と複数の選択肢があることや、年度途中における１号・２号間の認定区分変更が行われ

るといった現状を考慮し、市町村の適切な関与のもと、園児の在園保障が担保されていると判断

される場合は、個別に階段状ではない定員設定を認めていくこととします。

その際は、階段状にできない理由及び在園保障を担保する方法等を明記した確約書の提出が必

要となります。

　②　幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及びその解説書に従い、全体的な計画及び長期・短期の指導計画を作成する必要があります。このうちの全体的な計画については、認可申請時に提出する必要がありますので、ご留意ください。

　　　なお、全体的な計画においては、教育活動のための計画（満３歳以上の園児）、保育のための計画（満３歳以上・満３歳未満の園児）、一時預かり事業活動のための計画、園生活全体を捉えた計画（延長保育・夜間保育・休日保育）、食育のための計画、子育ての支援を含めて園児の生活全体を捉えた計画について記載する必要があります。

③　幼保連携型認定こども園において、園児の健康診断は、入園時及び毎年度２回行う（うち１回は６月３０日までに行う。）ことを原則としてください。また、条例第４７条の規定により、災害対策に関する具体的な計画を作成し、避難及び消火の訓練を少なくとも毎月１回行う必要があります。

　④　認定こども園は、条例により、開園日数、開園時間、施設設備、子育て支援事業等に関する情報を開示する必要があります。指導指針により、この開示する情報については、子ども・子育て支援法施行規則第５０条第１項別表第１で掲げる事項となります。また、法第２８条に規定する大阪府における情報提供については、子ども・子育て支援法第５８条第２項の情報公表を以て、情報提供を行うこととします。

⑤　審査基準の第１の１４及び第２の１０において、「通園バスを運行する場合は、子ども（園児）　の乗車時間は最長４０分程度とする。」と規定しています。この通園バスの利用に関し、地域の実情に応じて必要な場合等の特別な事情がない限り、０歳から２歳の子ども（園児）の利用は原則認めないものとしますので、ご留意ください。なお、地域の実情等に応じて必要な場合等の特別な事情がある場合は、その特別な事情について記載した書類を申請時に添付していただく必要があります。

⑥　認定こども園の認定・認可を受けるに当たっての施設の名称については、「認定こども園○○幼稚園」、「認定こども園○○保育園」、「○○（認定）こども園」のように、認定こども園であることが分かる名称としていただきますようお願いします。

なお、条例の規定により、建物又は敷地の公衆の見やすい場所に認定こども園である旨を掲示しておく必要がありますので、認定こども園の類型も含めて掲示するようにお願いします。例えば、正門横の看板の表示を「幼保連携型認定こども園　認定こども園○○幼稚園」にするなどの対応が必要です。

　⑦　申請書に添付する必要書類のうち行政機関から新たに取得する必要がある証明書類については、申請日又は届出日の３か月前以内の発行日のものを提出してください。

⑧　幼保連携型認定こども園の設置の届出又は認可申請の際に、条例等で規定される移行特例を適用するときは、申請書等の必要書類とは別に幼保連携型認定こども園における移行特例の適用状況について（様式第４号）を添付していただく必要があります。

　⑨　認定こども園の認定・認可等に使用する様式については、申請者にとって記入がしやすくなる配慮及び申請に対する審査を円滑に行う観点から、施行細則で規定された様式に、具体的な説明等や参考として添付していただきたい書類等について追加で記載した別紙２を使用するものとします。

　⑩　移行特例を適用するにあたっての留意事項について

　　　認可基準上、既存施設（幼稚園、保育所、幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園）から幼保連携型認定こども園への移行する場合における特例や、みなし幼保連携型認定こども園についての経過措置が認められていることとされているが、これらの移行特例や経過措置の適用を受ける既存施設やみなし幼保連携型認定こども園は、幼保連携型認定こども園を新規に設置する場合に適用される基準に適合するよう努めることが求められるものであることに留意すること。

　　　そのため、地域における保育の供給量が需要を上回るなど、移行特例を適用する必要性が解消された場合においては、新基準による利用定員を設定するよう努めること。